

**令和6・7年度
前橋市測量、建設コンサルタント業務等競争入札参加資格審査申請
(随時申請)のしおり**

第1 競争入札参加資格申請について

前橋市が発注する測量、建設コンサルタント業務等の委託業務に係る一般競争入札（以下「競争入札」という。）に参加するには、競争入札参加資格審査を申請し、業種区分ごとに参加資格の認定を受けていることが必要となります。参加を希望する方は、「ぐんま電子入札共同システム」により申請してください。

※「ぐんま電子入札共同システム」とは、群馬県と県内12市14町4村3団体が、入札の透明性・客観性・競争性を向上し、併せて入札参加資格審査申請の利便性向上を図るために、「群馬県CALS／EC市町村推進協議会」（以下「協議会」という。）を設置し、共同開発・共同運用しているシステムです。

この協議会に参加している団体への申請は、一度の申請で複数の団体に申請できます。なお、システムを共同利用している団体は下記のとおりです。

ぐんま電子入札共同システム 共同利用参加団体（令和6年4月現在）				
前橋市	高崎市	桐生市	伊勢崎市	太田市
沼田市	館林市	渋川市	藤岡市	富岡市
安中市	みどり市	榛東村	吉岡町	下仁田町
甘楽町	中之条町	長野原町	嬬恋村	草津町
高山村	東吾妻町	昭和村	みなかみ町	玉村町
板倉町	明和町	千代田町	大泉町	邑楽町
群馬県	群馬東部水道企業団	群馬県住宅供給公社	群馬県建設技術センター	

- ※1 群馬東部水道企業団は太田市、館林市、みどり市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町の3市5町の水道事業を統合して実施する一部事務組合です。
- ※2 群馬県住宅供給公社は、地方住宅供給公社法に基づき設立された、公共賃貸住宅の維持管理（入・退去他 各種手続・維持修繕）や新規受託事業（市町村他）の受託を行う団体です。群馬県住宅供給公社の入札参加資格を希望される場合は、群馬県へ申請を行ってください。
- ※3 群馬県建設技術センターは、県や市町村の公共土木事業の執行を補完・支援することを目的とした公益財団法人です。群馬県建設技術センターの入札参加資格を希望される場合は、群馬県へ申請を行ってください。
- ※4 申請に係る個別添付書類については、各団体により、取り扱いが異なりますので、必ず申請を希望する団体に、個別に確認してください

本しおりにおける「用語の意義」は、次のとおりとします。

- (1) 市内業者とは、前橋市内に本店を有する方です。
- (2) 準市内業者とは、次の要件をすべて満たしている方です。
 - ア 常時契約を締結する事務所として、前橋市内に支店又は営業所等（以下「営業所」という。）を有している者であること。
 - イ 前橋市の法人市民税の課税対象者であること。
 - ウ 営業所の従業員数が50名以上の者であること。
 - エ 30年以上継続して前橋市内に営業所を設置している者であること。
- (3) 市外業者とは、前各号に該当しない方です。

1 審査基準日

審査基準日は申請日の属する月の1日とします。なお、申請日とは本登録（仮登録が完了した業

者及び平成20・21年度以降に認定があった業者がぐんま電子入札共同システムから行う登録)が完了し、協議会からの「申請受理通知」を受信した日とします。

2 申請要件

次の各号のいずれかに該当する者は、申請を行うことができません。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号(同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)の規定に該当する者(被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ているものを除く。)
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当することにより資格を取り消され、資格を付与しないこととされた期間を経過しない者
- (3) 本申請で求める納付すべき税に未納がある者
- (4) 審査基準日の前日までの間における営業年数が引き続き1年以上経過していない者

3 申請を希望できる業種区分及び部門

業種区分	部 門
測 量	測量一般、地図の調整、航空測量
建築関係建設コンサルタント業務	建築一般、意匠、構造、暖冷房、衛生、電気、建築積算、機械積算、電気積算、工事監理(建築)、工事監理(電気)、工事監理(機械)、調査、耐震診断、地区計画及び地域計画
土木関係建設コンサルタント業務	河川・砂防及び海岸・海洋、港湾及び空港、電力土木、道路、鉄道、上水道及び工業用水道、下水道、農業土木、森林土木、水産土木、造園、都市計画及び地方計画、地質、土質及び基礎、鋼構造及びコンクリート、トンネル、施工計画・施工設備及び積算、建設環境、機械、電気電子、廃棄物
地質調査業務	地質調査
補償関係コンサルタント業務	土地調査、土地評価、物件、機械工作物、営業補償・特殊補償、事業損失、補償関連、総合補償

※以下の業種区分の部門は、前橋市の測量、建設コンサルタント業務等の登録受付対象ではありません。希望しても認定しませんのでご注意ください。

業種区分	部 門
計量証明	振動加速度レベル、濃度、音圧レベル、特定濃度
作業環境測定	作業環境測定
気象予報	気象予報
土木関係建設コンサルタント業務	交通量調査、環境調査、経済調査、分析・解析、宅地造成、電算関係、計算業務、資料等整理、施工管理
補償関係コンサルタント業務	不動産鑑定、登記手続等

4 申請の方法

インターネットを利用し、ぐんま電子入札共同システムポータルサイト (<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/>) にアクセスし、「競争入札参加資格申請受付システム」から電子申請を行い、添付書類を郵送していただきます。申請にあたり、ICカード、カードリーダーは必要ありません。

予備登録、本登録を行う際には、必ず、ぐんま電子入札共同システムポータルサイトに掲載している「令和6・7年度入札参加資格申請に関すること／令和6・7年度競争入札参加資格申請（随時受付）」をご覧ください。

ぐんま電子入札共同システムを利用するための機器等

インターネットを利用し申請していただくため、パソコン・ネットワーク環境等を準備していただく必要があります。以下は推奨仕様です。

詳細は、(<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/setup.html>) をご覧ください。

パソコンの仕様【推奨仕様】	○Windows10/11 の場合 CPU : Core Duo 1.6GHz 同等以上 メモリ : 1GB 以上 Webブラウザ : Microsoft Edge (Chromium 版) Google chrome
インターネット接続回線 (インターネットプロバイダへの加入)	専用回線 : 128kbps ~ ADSL回線 : 1.5Mbps ~ 光ファイバ回線 : 10Mbps ~

5 受付期間及び申請の手順

○令和6年4月1日（月）～協議会が定める令和8・9年度の定期申請受付開始に伴う随時申請受付終了日まで
※土・日・祝日等は除く
※問い合わせ受付時間：午前9時～午後5時まで（午前12時～午後1時までを除く）
※システム稼働時間：午前9時～午後8時まで

申請は、法人（個人）単位です。受任者（営業所・支店）単位での申請は受け付けません。事前に調整を行い、二重申請とならないように注意してください。

入札、契約について営業所、支店等に委任する場合は、システム内の「営業所情報登録」において受任者となる営業所、支店等を登録したうえで、「申請先自治体別営業所選択」において、委任先の状況を登録してください。

下記に示す（1）又は（2）のとおり申請してください。

なお、平成20・21年度以降にいずれかのぐんま電子入札共同システムの共同利用参加団体に同システムから競争入札参加資格審査申請をし、認定があった業者は、これまで使用していた「ユーザーID・パスワード」を利用するため(2)の「本登録」から申請してください。

申請にあたっては、「建設コンサル競争入札参加資格審査申請入力の手引き(令和6・7年度随時申請)」を熟読のうえ、受付期間に注意し、入力もれ等のないよう十分注意してください。

(1) 予備登録（パスワードの請求）

「競争入札参加資格申請受付システム」の「予備登録」から登録をしてください。予備登録後に「ユーザーID／パスワード通知」がメール送信されますので、その後に本登録を行います。
なお、行政書士に委任する場合においても、「予備登録」時点では申請業者の方が入力をしてください。

(2) 本登録及び添付書類の送付

「競争入札参加資格申請受付システム」の「ログイン」から申請してください。申請にあたっては、「入札参加資格申請用」の受付番号・ユーザーID・パスワードを使用します。上記期間内に「本登録」を完了させ、添付書類を必ず提出して、受理まで完了してください。期間内に本登録が完了しない場合、書類が提出されていない場合、又は申請内容等に不備があった場合は、申請を受理することはできません。

申請の手順	<p>1 予備登録（パスワードの請求）</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>2 パスワードがメール送信されます。</p> <p style="padding-left: 20px;">・競争入札参加資格申請受付システムの予備登録で入力していただいたメールアドレスに「ユーザーID・パスワード通知」がメール送信されます。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>3 本登録</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>※本登録が完了すると、本登録時に入力した担当者メールアドレス（行政書士メールアドレス含む。）に協議会から「申請完了通知・共通（個別）添付書類送付依頼」メールが送信されます。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>4 添付書類の送付</p> <p style="padding-left: 20px;">※協議会が申請の受理を行うと、本登録時に入力した担当者メールアドレス（行政書士メールアドレス含む。）に協議会から「申請受理通知」メールが送信されます。</p>
パスワードについて	<p>※パスワードの有効期限は6か月です。有効期限が到来すると、パスワードの変更を求められます。</p> <p>※パスワードが不明な方や紛失した方は、システム上から「ID・パスワード再発行依頼」の手続きを行ってください。その際は、システムに登録済みの受付番号又は業者番号、担当者メールアドレスが必要です。これらの情報が不明な場合は、「パスワード再発行申立書」をお送りください。様式は、「ぐんま電子入札共同システム／ダウンロード／様式集」 (https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/Download/index.html) にあります。</p> <p>送付先 〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県県土整備部建設企画課内 群馬県CALS/EC市町村推進協議会 宛</p>

6 資格の有効期間

資格認定日から令和8年3月31日まで

※「申請受理通知」が15日までにメールで送信され、かつ個別添付書類が申請団体に15日までに到着した場合、送信された月の翌日1日が認定予定日となります。

7 添付書類の提出方法等

添付書類には、【共通添付書類】及び【個別添付書類】の2種類あります。送付先が異なりますので、ご注意ください。

添付書類は、すべてA4サイズで提出してください。(原本を提出するものは除く)

申請内容等について問い合わせをすることがありますので、必ず添付書類の控えを保管しておいてください。

(1) 共通添付書類

共通添付書類とは、各団体が共通で必要とする書類です。複数の団体に申請する場合でも、書類の提出は1部で結構です。

【共通添付書類の送付先】

〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号

群馬県県土整備部建設企画課内 群馬県CALS/EC市町村推進協議会 宛

※1 収受のトラブルを未然に防ぐため、必ず簡易書留としてください。なお、受付窓口はありませんので、持参されても受け付けすることはできませんのでご注意ください。

※2 提出された申請書類は返却しませんので、提出される際はお間違えのないようご注意ください。

※3 郵送やはがき等による書類受領連絡も承っておりません。返信用封筒や返信用はがきを同封いただいても返送いたしません。書類の受理状況を確認したい場合は、競争入札参加資格申請受付システムの審査状況一覧から確認してください。

【共通添付書類（郵送分）】

綴り方：証明書等の原本提出のもの以外をA4サイズにし、表紙として「共通添付書類送付票」を、二枚目に以降①～⑪の順番に書類（該当する書類のみ）をまとめ、左上一箇所をホチキスで留めてください。

共通添付書類送付票

※ 様式はインターネットによる申請完了時に印刷できます。

①	<p>納税証明書【国税】 申請されるすべての方に提出していただきます (申請日から3ヶ月以内に発行されたものを添付してください。写し可。)</p> <p>○法人の場合：法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書 国税官署（税務署）発行の「その3の3」様式</p> <p>○個人の場合：申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税の納税証明書 国税官署（税務署）発行の「その3の2」様式</p> <p>※ 証明書請求の際には、請求に来られた方の本人確認を求められますので、運転免許証やマイナンバーカードなど身分を証明する書類を忘れずに持参してください。</p> <p>※ 納付した日から10日ほどの間に納税証明書の交付の請求をする場合は、納付の確認ができない場合があるため、領収証書の提示等が必要となる場合がありますので、詳しくは納税証明書発行窓口へお問い合わせください。</p> <p>※ 国税の納税証明書の交付請求の詳細については、次のURLでご確認ください。 https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei_index.htm</p>
②	<p>納税証明書【群馬県税】 (申請日から3ヶ月以内に発行されたものを添付してください。写し可。)</p> <p>(県内業者) 最寄りの行政県税事務所発行の「第45号の3」様式 (完納証明書) (県外業者) 群馬県内に委任先営業所等がある場合のみ、上記証明書を提出してください。</p>

- ※1 証明書請求の際には、請求に来られた方の本人確認を求められますので、運転免許証やマイナンバーカードなど身分を証明する書類を忘れずに持参してください。
- ※2 納付した日から10日ほどの間に納税証明書の交付の請求をする場合は、納付の確認ができない場合があるため、領収証書の提示等が必要となる場合がありますので、詳しくは納税証明書発行窓口へお問い合わせください。
- ※3 県外業者の提出の例
例 本店が埼玉県で、群馬県内の営業所に委任する場合、群馬県税の完納を証明する納税証明書が必要です。
- ※4 県以外の団体のみ申請される場合は、群馬県税の納税証明書は必要ありません。
- ※5 納税証明書の請求方法などの詳細は群馬県ホームページでご確認ください。
<https://www.pref.gunma.jp/site/tax/5350.html>

③ **納税証明書【市町村税】** **市町村及び東部水道事業団も同時に申請する場合のみ**
(申請日から3ヶ月以内に発行されたものを添付してください。写し可。)

以下の市町村に本店及び委任先営業所が所在する事業者について、市町村発行の完納証明書(未納のない証明)を提出して下さい。

前橋市	高崎市	桐生市	伊勢崎市	太田市
沼田市	館林市	渋川市	藤岡市	富岡市
安中市	みどり市	榛東村	吉岡町	下仁田町
甘楽町	中之条町	長野原町	嬭恋村	草津町
高山村	東吾妻町	昭和村	みなかみ町	玉村町
板倉町	明和町	千代田町	大泉町	邑楽町

- ※1 市町村において完納証明が発行できない場合は、以下の税目に対する滞納が無いことを証明する納税証明書を直近1か年度分提出してください。
○法人の場合：固定資産税、市町村県民税(特別徴収分)、軽自動車税、法人市民税
○個人の場合：固定資産税、市町村県民税、軽自動車税、国民健康保険税
- ※2 証明書請求の際には、請求に来られた方の本人確認を求められますので、運転免許証やマイナンバーカードなど身分を証明する書類を忘れずに持参してください。
- ※3 前橋市税については、納税証明書(未納税額のない証明)(前橋市役所2階33番税証明窓口又は支所・サービスセンター等で発行)を提出してください。請求は、市税証明請求書中にある③納税証明の「15.完納証明(未納税額のない証明)」を○で囲い、使用目的は「一般用」欄にレ点を記入して請求を行ってください。
- ※4 提出の例
例1 本店が群馬県前橋市で委任先営業所が無い場合
前橋市税の完納を証明する納税証明書が必要です。
例2 本店が埼玉県さいたま市で、群馬県前橋市に所在する営業所に委任する場合
前橋市税の完納を証明する納税証明書が必要です。
例3 本店が群馬県高崎市で、群馬県太田市に所在する営業所に委任する場合
高崎市税と、太田市税の完納を証明する納税証明書が必要です。
例4 本店が群馬県利根郡昭和村で委任先営業所が無い場合
市町村税の納税証明書は必要ありません。
- ※5 群馬県のみ申請される場合は、市町村税の納税証明書は必要ありません。
- ※6 課税実績が無い場合は、課税実績が無いことを証明する納税証明書を提出してください。自治体によっては、課税実績が無い場合にも完納証明書が発行される場合や、非課税証明書等の名称で、課税が無い証明書を発行している場合があります。
課税が無いことを証明する証明書が発行できない場合は、法人等設立届出書(届出先の受付印が押印されたもの)の写しを提出してください。

④ **登記事項証明書** **法人の場合のみ**

(申請日から3ヶ月以内に発行されたものを添付してください。写し可。)

「現在事項全部証明書」又は「履歴事項全部証明書」のいずれかを提出してください。

- ※ 法務局が発行したものを提出してください。

⑤	<p>身分証明書 個人の場合のみ (申請日から3ヶ月以内に発行されたものを提出してください。写し可。)</p> <p>※ 本籍のある市区町村が発行したものを添付してください。 (自動車運転免許証やパスポートのことではありません。)</p>
⑥	<p>直近の決算に係る財務諸表(2か年度分) 法人の場合のみ</p> <p>※1 様式は任意ですが、申請者が自ら作成している直近2年間の事業年度分に係る貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書としてください。(税抜き、税込みの別を記載してください)</p> <p>※2 連結決算を行っている会社の場合も、単独決算の財務諸表を提出してください。</p> <p>※3 2期目の決算を行っていない場合は、1期目の財務諸表のみ提出してください。</p> <p>※4 事業開始後に1度も決算を行っていない場合(営業期間が1年未満の場合)は、財務諸表の提出は不要です。</p>
⑦	<p>確定申告書等の写し(2か年分) 個人の場合のみ</p> <p>※ 青色申告者：令和3年・4年分の所得税青色申告決算書(写) 白色申告者：令和3年・4年分の収支内訳書(写) (確定申告書Bは提出不要です)</p>
⑧	<p>登録証明書(写) 該当する場合のみ (申請日時点で有効なものを提出してください。)</p> <p>※1 a～jまでに掲げる各登録官署が発行する登録証明書等としてください。 なお、このうち、a～fについては、法律で有効期間が5年間と定められているため、申請時点で有効な証明書を提出してください。</p> <p>a 測量業者・・・測量法(昭和24年法律第188号)第55条の規定により登録を受けている者。</p> <p>b 建築士事務所・・・建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定により登録を受けている者。</p> <p>c 建設コンサルタント・建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)第2条の規定により登録を受けている者。</p> <p>d 地質調査業者・・・地質調査業者登録規程(昭和52年建設省告示第718号)第2条の規定により登録を受けている者。</p> <p>e 補償コンサルタント・補償コンサルタント登録規程(昭和59年建設省告示第1341号)第2条の規定により登録を受けている者。</p> <p>f 不動産鑑定業者・・・不動産の鑑定評価に関する法律(昭和38年法律第152号)第22条の規定により登録を受けている者。</p> <p>g 土地家屋調査士・・・土地家屋調査士法(昭和25年法律第228号)第8条の規定により登録を受けている者。</p> <p>h 司法書士・・・司法書士法(昭和25年法律第197号)第8条の規定により登録を受けている者。</p> <p>i 計量証明事業・・・計量法(平成4年法律第51号)第107条の規定により登録を受けている者。</p> <p>j その他の登録等を受けている場合は、登録事業名等をその他欄に記載してください。</p> <p>※2 建設コンサルタント、補償コンサルタント及び計量証明事業の登録を受けている場合は、「部門」が明記されているものに限ります。</p>
⑨	<p>技術者に関する免許及び健康保険証(写) 県内業者のみ</p> <p>※1 登録する技術者全員に関する免許の写しと、その技術者の健康保険証の写し(年金事務所提出している「被保険者標準報酬決定通知書」の写しでも可。(給料月額部分は削除していただいて構いません。))を提出してください。 なお、提出いただく際は、標準報酬決定通知書(写し)及び健康保険証(写し)等に記</p>

	<p>載されている被保険者整理番号及び保険者番号、被保険者記号・番号をマスキング処理してください。</p> <p>※2 技術者に関する免許の写しは登録に係るもののみの提出。</p>
⑩	<p>ISO9000シリーズ登録証（写）、ISO14000シリーズ登録証（写） 該当する場合のみ</p> <p>※1 公益財団法人日本適合性認定協会（以下「JAB」という。）又はJABと相互承認している認定機関が認定した審査登録機関が発行した登録証の写しを提出してください。 なお、付属書が発行されている場合は、付属書についても併せて提出してください。</p> <p>※2 登録証は、申請日時時点で有効なもので、初回登録日、更新日（更新している方）及び有効期限が記載されているものがが必要です。 なお、日付の記載がない場合は、別途、審査機関が発行した上記の日付が明記された証明書を提出してください。</p> <p>※3 申請業種で認定されたものに限りします。</p> <p>※4 本社または委任先営業所で認定されたものに限りします。</p> <p>※5 日本語で作成されているもの。（英語等の日本語以外で作成されている場合は、別途日本語訳を添付してください。認証機関から日本語訳が発行されていない場合は、申請者において日本語訳を作成してください。）</p>
⑪	<p>行政書士委任通知書 該当する場合のみ （入札参加資格申請手続きを行政書士に委任する場合のみ提出してください。）</p> <p>※1 様式はこちらからダウンロードできます。様式を必ず使用してください。 (https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/Download/index.html)</p>
<p>【共通添付書類（システム添付分）】</p> <p>以下の⑫、⑬の書類は郵送ではありません。電子ファイルで作成し、本登録の際にシステム内の指定の場所に添付してください。（詳しくはぐんま電子入札共同システムポータルサイトに掲載している「建設コンサル競争入札参加資格申請入力の手引き（令和6・7年度随時申請）」をご覧ください。）</p>	
⑫	<p>測量等実績調書</p> <p>※1 様式は別記様式第1号です。</p> <p>※2 審査基準日は申請日の属する月の1日です。原則として審査基準日の直前2年間分の実績としますが、当該期間に実績がない場合は、過去10年間の実績を記載してください。</p> <p>※3 入札参加資格申請における業種毎に作成してください。</p> <p>※4 様式はこちらからもダウンロードできます。様式を必ず使用してください。 https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/Download/index.html</p>
⑬	<p>技術者経歴書</p> <p>※1 様式は別記様式第2号です。</p> <p>※2 審査基準日現在における技術者を記載してください。</p> <p>※3 入札参加資格申請における業種毎に作成してください。</p> <p>※4 様式はこちらからもダウンロードできます。様式を必ず使用してください。 https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/Download/index.html</p>

(2) 個別添付書類（前橋市の個別添付書類）

前橋市独自の提出書類です。

【個別添付書類の提出先（郵送又は持参）】

〒371-8601 群馬県前橋市大手町二丁目1番1号 前橋市役所総務部契約監理課 宛

※1 持参する場合は、午前8時30分～午後5時15分までとします。

持参する際には、必ず社名が記載してある封筒に入れて提出してください。

※2 郵送の際には、収受のトラブルを未然に防ぐため、必ず配達の確認ができる方法（簡易書留やレターパック等）としてください。

なお、個別添付書類送付票にある〔2〕提出先を切り取り、社名が記載してあるA4サイズの封筒に貼り付けてください。

【個別添付書類（前橋市）】

個別添付書類送付票を表紙とし、次のア、イ、ウに示す添付書類を書類ごとに別々に綴じて提出してください。

ア 市内業者の方：②は必ず提出してください。③から⑩は、主観点評価を受けたい場合のみ該当するものを提出してください。⑪、⑫は、該当する場合は必ず提出してください。

イ 準市内業者の認定を受けたい方：アにおいて提出する書類に加え、①を提出してください。

ウ ア、イ以外の方：⑫、⑬のうち該当するものを提出してください。（該当するものがなければ提出不要です。）

※ 提出された個別添付書類は返却いたしません。また、個別添付書類が提出されない場合は、審査対象外となりますのでご注意ください。

⑫の書類は協同組合等の組合形態で申請する業者に提出していただく書類です。なお、⑬の書類は契約等を委任先営業所に委任する場合のみ提出してください。

個別添付書類送付票

※1 様式はインターネットによる申請完了時に印刷できます。個別添付書類を提出する際、表紙として使用してください。

※2 個別添付書類の提出が無い場合は、本票のみの送付は不要です。

① 準市内業者認定申請書（様式第1号）

準市内業者の認定を希望する方は次のア、イ、ウの書類を添付し、提出してください。

ア 前橋市税の納税証明書（未納税額のない証明）の写し（申請日前3ヶ月以内に発行されたもの）

イ 法人市民税確定申告書の写し（直近1年分）

ウ 履歴事項全部証明書の写し（申請日前3ヶ月以内に発行されたもの）

② 関連業者報告書（様式第2号）

市内業者及び準市内業者の認定を希望する方は、該当がない場合も必ず提出してください。（市外業者は提出不要です。）

※1 下記により資本・人事面等において特別な関係にある建設業者又は測量、建設コンサルタント等業者について、記載してください。

- ・資本……親会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。）と子会社等（同条第3号の2に規定する子会社等をいう。）の関係にある建設業者、及び親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合

- ・人事……次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、アについては、会社等の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社等である場合は除く。

ア 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合（ア）株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

	<ul style="list-style-type: none"> ・会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役 ・会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役・会社法第2条第15号に規定する社外取締役 ・会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役 <p>(イ)会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役</p> <p>(ウ)会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）</p> <p>(エ)組合の理事</p> <p>(オ)その他業務を執行する者であつて、(ア)から(エ)までに掲げる者に準ずる者</p> <p>イ 一方の会社等の役員が、他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合</p> <p>ウ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他・上記と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合 <p>※2 同一会社で建設業を営んでいる場合は、「その他」欄に「同一会社で建設業を営む。」と記載して、提出してください。</p>
③	<p>障害者雇用状況の報告書（様式第3号）</p> <p>障害者を雇用している場合は、提出してください。</p> <p>※1 審査基準日時点において、「障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第8条」に定める報告義務のある方（原則として、除外率により除外すべき労働者数を控除した常用労働者数が50人以上。詳細は、管轄の公共職業安定所（ハローワーク）に確認してください。）の場合、公共職業安定所の長に提出した最新の障害者雇用状況報告書の写しを提出してください。</p> <p>※2 審査基準日時点において、※1の報告義務のない方で障害者を1人以上雇用している場合は、障害者雇用の証明書を提出してください。又、雇用している方の身体障害者手帳等の写し及び常勤性を確認する資料（健康保険被保険者証の写し等）を提出してください。なお、健康保険証の写しを添付する場合には、保険者番号、被保険者記号・番号をマスキング処理してください。</p>
④	<p>インターンシップ受入れ実施状況等報告書（様式第4号）</p> <p>法人としてインターンシップを行った場合は、インターンシップの受け入れを確認できる書類の写し（証明書、学校からの依頼文・お礼状の写し等）を添付し、提出してください。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の影響によりインターンシップを実施できなかった場合、代わるものとして実施した実技講習会等についても審査の対象としますので、実施したことを確認できる書類の写しを添付し、提出してください。</p> <p>※1 インターンシップ受入期間の最初の日（インターンシップに代わるものとして実施した実技講習会等の場合はその実施日）が、審査基準日の前日までの2か年間の実績を対象とします。なお、複数回実施した場合であっても、1実績のみ作成していただければ結構です。</p> <p>※2 インターンシップ実施証明を提出する場合は、「インターンシップ実施証明願」（参考1）で、インターンシップの受入を依頼した学校に請求してください。</p>
⑤	<p>消防団協力事業所登録報告書（様式第5号）</p> <p>前橋市消防団協力事業所表示制度の認定を受けている場合は、提出してください。審査基準日時点において、有効な前橋市消防団協力事業所表示証の内容で作成し、前橋市消防団協</p>

	力事業所表示制度の認定に係る書類の写しを添付し、提出してください。																					
⑥	<p>エコアクション21認証・登録証報告書（様式第6号）</p> <p>エコアクション21認証・登録証を受けている場合は、提出してください。</p> <p>※1 登録証は、審査基準日時点で有効なもので、初回登録日及び有効期限が記載されているものがが必要です。</p> <p>※2 申請業種に認定されたものに限りです。</p> <p>※3 本店又は委任先営業所で認証を取得しているものに限りです。</p> <p>※4 共通添付書類としてISO14000シリーズ登録証の写しを提出する場合は、エコアクション21認証・登録証の写しの提出は不要です。</p>																					
⑦	<p>災害活動等確認申告書（様式第7号）</p> <p>(1) 前橋市と災害時における応急対策活動に関する協定を締結している場合は、提出してください。審査基準日時点で有効な協定書の内容で作成し、協定書の写しを添付し、提出してください。</p> <p>(2) 前橋市防災協力事業所の登録をしている場合は、提出してください。審査基準日時点で有効な登録証の内容で作成し、登録証の写しを添付し、提出してください。</p>																					
⑧	<p>ワーク・ライフ・バランス等推進状況申告書（様式第8号）</p> <p>ワーク・ライフ・バランス等の推進に取り組んでいる場合は、次のとおり必要書類を提出してください。</p> <p>(1) 女性活躍推進法、次世代法、若者雇用促進法に基づく認定又は群馬県が運営する「いきいきGカンパニー認証制度」を受けている場合は、認定通知書等の写しを添付し、提出してください。</p> <p>(2) 育児休業、介護休暇等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律に則った制度を就業規則（作成する義務のない方は独自のもの）に定め、実施している場合は、申告書を添付し、提出してください。</p> <p>(3) まえばしウェルネス企業として登録している場合は、審査基準日時点において、有効な登録証の写しを添付し、提出してください。</p> <table border="1" data-bbox="331 1451 1141 2083"> <thead> <tr> <th>認定種目</th> <th>認定区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">女性活躍推進法に基づく認定 (えるぼし認定企業)</td> <td>行動計画 ※1</td> </tr> <tr> <td>1段階目 ※2</td> </tr> <tr> <td>2段階目 ※2</td> </tr> <tr> <td>3段階目</td> </tr> <tr> <td>プラチナ</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">次世代法に基づく認定 (トライくるみん、くるみん、プラチナくるみん認定企業) ※3</td> <td>トライくるみん</td> </tr> <tr> <td>くるみん</td> </tr> <tr> <td>プラチナ</td> </tr> <tr> <td>若者雇用促進法に基づく認定 (ユースエール認定企業)</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">いきいきGカンパニー認証制度 ※3</td> <td>ベーシック</td> </tr> <tr> <td>ゴールド</td> </tr> <tr> <td>育児・介護休業法に沿った制度を就業規則（作成する義務のない者は独自のもの）に定め制度を活用している ※4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>まえばしウェルネス企業登録</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	認定種目	認定区分	女性活躍推進法に基づく認定 (えるぼし認定企業)	行動計画 ※1	1段階目 ※2	2段階目 ※2	3段階目	プラチナ	次世代法に基づく認定 (トライくるみん、くるみん、プラチナくるみん認定企業) ※3	トライくるみん	くるみん	プラチナ	若者雇用促進法に基づく認定 (ユースエール認定企業)		いきいきGカンパニー認証制度 ※3	ベーシック	ゴールド	育児・介護休業法に沿った制度を就業規則（作成する義務のない者は独自のもの）に定め制度を活用している ※4		まえばしウェルネス企業登録	
認定種目	認定区分																					
女性活躍推進法に基づく認定 (えるぼし認定企業)	行動計画 ※1																					
	1段階目 ※2																					
	2段階目 ※2																					
	3段階目																					
	プラチナ																					
次世代法に基づく認定 (トライくるみん、くるみん、プラチナくるみん認定企業) ※3	トライくるみん																					
	くるみん																					
	プラチナ																					
若者雇用促進法に基づく認定 (ユースエール認定企業)																						
いきいきGカンパニー認証制度 ※3	ベーシック																					
	ゴールド																					
育児・介護休業法に沿った制度を就業規則（作成する義務のない者は独自のもの）に定め制度を活用している ※4																						
まえばしウェルネス企業登録																						

	<p>※1 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）に限ります（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。</p> <p>※2 労働時間等の働き方に係る基準は満たしていること。</p> <p>※3 えるぼし認定の区分、くるみん認定の区分、いきいきGカンパニー認証の区分において複数該当する場合は、いずれか最も高い点数を加点します。</p> <p>※4 制度の活用実績は、審査基準日前2か年間とします。 雇用関係が確認できる書類（保険証等の写し）、出勤状況の分かるもの（出勤簿等）及び就業規則等の写しを添付してください。なお、健康保険証の写しを添付する場合には、保険者番号、被保険者記号・番号をマスキング処理してください。</p>
⑨	<p>若手・女性技術者雇用状況報告書（様式第9号）</p> <p>審査基準日時点において満30歳以下の若手技術者を雇用している場合又は女性技術者を雇用している場合は、提出してください。</p> <p>※1 群馬県に提出する共通添付書類の「技術者経歴書」（別記様式第2号）により審査します。</p> <p>※2 技術者一人が若手及び女性技術者の両方に該当する場合は、両方で対象となります。</p> <p>※3 雇用関係及び生年月日が確認できる書類として健康保険被保険者証等の写しを添付してください。なお、健康保険証の写しを添付する場合には、保険者番号、被保険者記号・番号をマスキング処理してください。</p>
⑩	<p>ネーミングライツスポンサー企業登録報告書（様式第10号）</p> <p>前橋市とネーミングライツスポンサー契約を締結している場合は、審査基準日時点で有効な契約書の内容で作成し、契約書の写しを添付し、提出してください。</p>
⑪	<p>再犯防止等への取組み状況報告書（様式第11号）</p> <p>再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）第14条に規定する協力雇用主として前橋保護観察所に登録している場合は、提出してください。</p> <p>※ 協力雇用主としての実績に関する証明書（審査基準日の前日までの2か年間に保護観察又は更生緊急保護の対象者を3か月以上雇用したときは、その旨が記載されたもの）の写しを添付してください。</p>
⑫	<p>役員名簿（様式第12号）及び組合員名簿（様式第13号）</p> <p>協同組合等、組合形態で申請をする場合は、提出してください。</p>
⑬	<p>委任状（参考2）</p> <p>契約等を委任先営業所に委任する場合のみ提出してください。</p> <p>※1 委任期間は、申請日から令和8年3月31日までとしてください。</p> <p>※2 委任状の例（参考2）が末尾に掲載してありますので、参考にしてください。</p>

8 注意事項

- (1) 業務委託（建設業関連業務委託を除く）・役務の提供に係る業務の競争入札に参加するためには、別に物品・役務業務に係る入札参加資格申請が必要になります。
- (2) この申請により、前橋市水道局への申請の必要はありません。
- (3) 申請内容の確認のため、訪問調査や別途資料の提出を求める場合があります。
- (4) 申請書類に虚偽の記載をし、又は重要な記載をしなかった場合は、競争入札参加資格を認定しないことがあります。また、認定後に当該事実が判明した場合は、認定を取り消すことがあります。
- (5) 受任者（営業所）としての申請はできません。委任先を設定する場合については、ぐんま電子

入札共同システムポータルサイトに掲載している「建設コンサル競争入札参加資格申請入力の手引き（令和6・7年度随時申請）」をご覧ください。

9 競争入札参加資格の審査

競争入札参加資格の審査を希望する業種区分の実績を有し、かつ、別表第1の資格基準に基づき競争入札参加資格審査を行った後、本登録時に登録した担当者メールアドレス（行政書士メールアドレスを含む。）に「資格審査結果通知」メールが送信されます。

なお、競争入札参加資格を認定した測量、建設コンサルタント業務等業者については、審査結果を公表します。

※ 認定内容は、「ぐんま電子入札共同システムポータルサイト」にアクセスし、「入札情報公開システム」から確認することができます。

10 前橋市測量、建設コンサルタント業務等競争入札参加資格審査要領について

令和6・7年度前橋市測量、建設コンサルタント業務等競争入札参加資格審査において、認定等を決定するための「前橋市測量、建設コンサルタント業務等競争入札参加資格審査要領」は前橋市ホームページよりご確認ください。

(<https://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/somu/keiyakukanri/gyomu/2/5/3/40272.html>)

11 その他

前橋市では原則、すべての案件を電子入札で行います。

12 問い合わせ先

(1) 競争入札参加資格の審査及び個別添付書類等に関すること

前橋市役所総務部契約監理課審査契約室

電話 027-898-6288（直通）

(2) 電子申請の方法に及び共通添付書類に関すること

ぐんま電子入札共同システムヘルプデスク

電話 0120-511-306（フリーダイヤル）

※ ご利用にあたっては、こちら (<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/inquiry.html>) もご覧ください。

第2 競争入札参加資格審査申請：申請内容の変更手続について

前橋市への競争入札参加資格審査申請を行った後、申請内容に変更が生じた場合は、「ぐんま電子入札共同システム」にて登録内容の変更を行ってください。変更した事項の内容により、書類を提出する必要性が生じる場合があります。その場合は、下記の指示に従って、システムによる変更手続の終了後、速やかに必要書類を提出してください。

なお、「建設工事」及び「測量、建設コンサルタント業務等」並びに「物品・役務等業務」において、複数の競争入札参加資格者となっている場合は、変更の手続を個別に行う必要があります。

1 変更手続の方法

インターネットを利用し、ぐんま電子入札共同システムポータルサイト (<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/>) にアクセスし、「競争入札参加資格申請受付システム」から、資格申請データの修正を行います。

「ぐんま電子入札共同システムポータルサイト」内にも登録内容の変更に関する詳細な情報が今後掲載されますので、ご確認ください。

2 変更事項に係る提出書類

変更した事項の内容により書類の提出が必要となる場合は次のとおりです。

下記以外の変更事項については、書類の提出は不要です。

(1) 本店所在地を変更した場合、代表者を変更した場合又は商号名称が変更になった場合

○共通添付書類：登記事項証明書

前橋市税の納税証明書（該当がある場合 ※1）

○個別添付書類：委任状（該当がある場合 ※2）

※1 前橋市税の納税証明書（完納証明書）を提出する必要があるのは、本店所在地が前橋市以外の市区町村から前橋市に移転した場合同じです。

例1：本店が東京都〇〇区から群馬県前橋市に移転した場合、前橋市税の納税証明書が必要

例2：本店が東京都〇〇区から埼玉県××市に移転した場合、納税証明書は不要

（注）群馬県にも申請している方は、上記と同様に群馬県税の納税証明書（完納証明書）が必要となります。（提出済の場合は不要）

※2 既に契約等の権限を代理人に委任している場合に必要となります。

(2) 委任する営業所の代表者を変更した場合又は名称が変更になった場合

○共通添付書類：必要ありません

○個別添付書類：委任状

(3) 委任する営業所の所在地を変更した場合又は委任する営業所を追加する場合

○共通添付書類：前橋市税の納税証明書（該当がある場合 ※1）

○個別添付書類：委任状

事業所の登録を受けていることがわかる資料（該当がある場合 ※2）

※1 納税証明書（完納証明書）を提出する必要があるのは、委任先営業所の所在地が前橋市以外の市区町村から前橋市になった場合（例1）と、新たに追加する委任先営業所が前橋市に所在するとき（例2）となります。

例1：本店が東京都〇〇区で委任先営業所を埼玉県から前橋市の営業所に変更した場合

→ 前橋市税の納税証明書が必要

例2：本店が東京都で新たに前橋市の営業所を委任先営業所とした場合

→ 前橋市税の納税証明書が必要

（注）群馬県にも申請している方は、上記と同様に群馬県税の納税証明書（完納証明書）が必要となります。（提出済の場合は不要）

※2 登録を有する業種の営業所について、所在地の変更や追加が生じた場合に必要となります。各登録官署へ登録申請や変更の届出をした際の申請書及び営業所について記載された様式の写し（各登録官署の受付印のあるもの）等を提出してください。

(4) 業種を追加する場合又は登録を受けている業種に部門を追加する場合

○共通添付書類：営業に必要な証明書等（写し） ※1、2

○個別添付書類：必要ありません

※1 その営業を行ううえで必要な許可等を取得している場合は、各登録官署が発行する証明書等の写しを添付してください。なお、営業に必要な証明書等の写しは1部添付で結構です。

※2 追加の手続きは、システム上いつでも行えるわけではありません。追加できる時期については別途「ぐんま電子入札共同システムポータルサイト」でご案内します。

3 提出方法等

(1) 共通添付書類の提出方法

綴り方は、証明書等の原本以外の書類をA4サイズにし、次の①～②の順序にまとめ、左上1箇所をホチキス等で留めて、下記宛先に提出してください。

- ①「共通添付書類送付票」
- ②変更事項により提出が必要となった共通添付書類

<提出先> (郵送のみ)

〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
群馬県県土整備部建設企画課内 群馬県CALS/EC市町村推進協議会 宛

※1 郵送の際には、收受トラブルを未然に防ぐため、必ず簡易書留で送付してください。

(2) 個別添付書類の提出方法

変更事項により、個別添付書類(委任状)の提出が必要となった場合は、下記宛先に提出してください。

<提出先> (郵送又は持参)

〒371-8601 群馬県前橋市大手町二丁目12番1号 前橋市役所総務部契約監理課 宛

※ 郵送の際には、收受のトラブルを未然に防ぐため、必ず配達の確認ができる方法(簡易書留やレターパック等)で送付してください。

別表第1

資格基準

業種区分	部門	必要とする営業に関する登録	必要とする技術者
測量	測量一般	測量法（昭和24年法律第188号）による測量業者としての登録	測量法による測量士の登録を受けている者
	地図の調整		
	航空測量		
建築関係建設コンサルタント業務	建築一般	建築士法（昭和25年法律第202号）による建築士事務所の登録	建築士法による1級建築士の免許を受けている者
	意匠		
	構造		
	暖冷房		
	衛生		
	電気		
	建築積算		
	機械積算		
	電気積算		
	工事監理（建築）		
	工事監理（電気）		
	工事監理（機械）		
	調査		
	耐震診断		
地区計画及び地域計画			

土木関係建設コンサルタント業務	河川、砂防及び海岸・海洋		技術士法（昭和58年法律第25号）による第2次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を河川、砂防及び海岸・海洋とするものに限る。）若しくは総合技術監理部門（選択科目を建設一般並びに河川、砂防及び海岸・海洋とするものに限る。）とするものに合格し、同法による登録を受けている者又は建設業法（昭和24年法律第100号）による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理とするものに合格した者
	港湾及び空港		技術士法による第2次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を港湾及び空港とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設一般並びに港湾及び空港とするものに限る。）とするものに合格し、同法による登録を受けている者
	電力土木		技術士法による第2次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を電力土木とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設一般及び電力土木とするものに限る。）とするものに合格し、同法による登録を受けている者
	道路		技術士法による第2次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を道路とするものに限る。）若しくは総合技術監理部門（選択科目を建設一般及び道路とするものに限る。）とするものに合格し、同法による登録を受けている者又は建設業法による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理とするものに合格した者
	鉄道		技術士法による第2次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を鉄道とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設一般及び鉄道とするものに限る。）とするものに合格し、同法による登録を受けている者
	上水道及び工業用水道		技術士法による第2次試験のうち技術部門を上下水道部門（選択科目を上水道及び工業用水道とするものに限る。）若しくは総合技術監理部門（選択科目を上下水道一般並びに上水道及び工業用水道とするものに限る。）とするものに合格し、同法による登録を受けている者又は建設業法による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理とするものに合格した者
	下水道		技術士法による第2次試験のうち技術部門を上下水道部門（選択科目を下水道とするものに限る。）若しくは総合技術監理部門（選択科目を上下水道一般及び下水道とするものに限る。）とするものに合格し、同法による登録を受けている者又は下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第15条に規定する資格を有する者
	農業土木		技術士法による第2次試験のうち技術部門を農業部門（選択科目を農業土木とするものに限る。）若しくは総合技術監理部門（選択科目を農業一般及び農業土木とするものに限る。）とするものに合格し、同法による登録を受けている者又は建設業法による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理とするものに合格した者

森林土木		技術士法による第2次試験のうち技術部門を森林部門（選択科目を森林土木とするものに限る。）若しくは総合技術監理部門（選択科目を森林一般及び森林土木とするものに限る。）とするものに合格し、同法による登録を受けている者又は建設業法による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理とするものに合格した者
水産土木		技術士法による第2次試験のうち技術部門を水産部門（選択科目を水産土木とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を水産一般及び水産土木とするものに限る。）とするものに合格し、同法による登録を受けている者
造園		技術士法による第2次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を都市及び地方計画とするものに限る。）若しくは総合技術監理部門（選択科目を建設一般並びに都市及び地方計画とするものに限る。）とするものに合格し、同法による登録を受けている者又は建設業法による技術検定のうち検定種目を1級の造園施工管理とするものに合格した者
都市計画及び地方計画		技術士法による第2次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を都市及び地方計画とするものに限る。）若しくは総合技術監理部門（選択科目を建設一般並びに都市及び地方計画とするものに限る。）とするものに合格し、同法による登録を受けている者、建築士法による1級建築士の免許を受けている者で、当該免許を受けた後都市計画及び地方計画部門に係る業務に関し5年以上の実務の経験を有するもの又は土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理士技術検定に合格した者
地質		技術士法による第2次試験のうち技術部門を応用理学部門（選択科目を地質とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を応用理学一般及び地質とするものに限る。）とするものに合格し、同法による登録を受けている者
土質及び基礎		技術士法による第2次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を土質及び基礎とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設一般並びに土質及び基礎とするものに限る。）とするものに合格し、同法による登録を受けている者
鋼構造及びコンクリート		技術士法による第2次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を鋼構造及びコンクリートとするものに限る。）若しくは総合技術監理部門（選択科目を建設一般並びに鋼構造及びコンクリートとするものに限る。）とするものに合格し、同法による登録を受けている者又は建設業法による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理とするものに合格した者
トンネル		技術士法による第2次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目をトンネルとするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設一般及びトンネルとするものに限る。）とするものに合格し、同法による登録を受けている者

	施工計画、施工設備及び積算		技術士法による第2次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を施工計画、施工設備及び積算とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設一般並びに施工計画、施工設備及び積算とするものに限る。）とするものに合格し、同法による登録を受けている者
	建設環境		技術士法による第2次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を建設環境とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設一般及び建設環境とするものに限る。）とするものに合格し、同法による登録を受けている者
	機械		技術士法による第2次試験のうち技術部門を機械部門（選択科目を機械設計、材料力学、機械力学・制御、動力エネルギー、熱工学、流体力学、交通・物流機械及び建設機械、ロボット又は情報・精密機器とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を機械一般並びに機械設計、材料力学、機械力学・制御、動力エネルギー、熱工学、流体力学、交通・物流機械及び建設機械、ロボット又は情報・精密機器とするものに限る。）とするものに合格し、同法による登録を受けている者
	電気電子		技術士法による第2次試験のうち技術部門を電気電子部門又は総合技術監理部門（選択科目を電気電子一般及び発送配変電、電気応用、電子応用、情報通信又は電気設備とするものに限る。）とするものに合格し、同法による登録を受けている者
	廃棄物		技術士法による第2次試験のうち技術部門を衛生工学部門（選択科目を廃棄物管理とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を衛生工学一般及び廃棄物管理とするものに限る。）とするものに合格し、同法による登録を受けている者
地質調査業務	地質調査		技術士法による第2次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を土質及び基礎とするものに限る。）、応用理学部門（選択科目を地質とするものに限る。）若しくは総合技術監理部門（選択科目を上記各部門の選択科目とするものに限る。）とするものに合格し、同法による登録を受けている者、一般社団法人全国地質調査業協会連合会の行う地質調査技士資格検定試験に合格し、登録を受けている者、地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第3条第1号イ若しくはロに規定する者又は建設業法による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理とするものに合格した者
補償関係コンサルタント業務	土地調査	希望部門に対応する部門に係る補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第2条の規定による登録	不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）による不動産鑑定士の登録を受けている者、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）による土地家屋調査士の登録を受けている者、司法書士法（昭和25年法律第197号）による司法書士の登録を受けている者、一般社団法人日本補償コンサルタント協会の付与する補償業務管理士の資格を有し、登録を受けている者又は補償コンサルタント登録規程第3条第1号イ若しくはロに規定する者
	土地評価		
	物件		
	機械工作物		

営業補償・特殊補償	
事業損失	
補償関連	
総合補償	

注 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第3条第1号ロの規定により国土交通大臣の認定を受けた者は、当該認定を受けた登録部門に対応するこの表の土木関係建設コンサルタント業務の部門において必要とする技術者のうち、技術士法による第2次試験に合格し、同法による登録を受けている者（総合技術監理部門を除く。）と同等の資格を有する者とみなす。

準市内業者認定申請書

年 月 日

(宛先) 前橋市長

所 在 地
商号又は名称
代表者の氏名

準市内業者として認定を受けたいので、下記の書類を添えて申請します。

記

添付書類 (添付する書類に☑を記入してください。)

- 1 前橋市税の納税証明書 (未納税額のない証明) の写し
(申請日前 3 ヶ月以内に発行されたもの)
- 2 法人市民税確定申告書の写し
(直近 1 年分)
- 3 履歴事項全部証明書の写し
(申請日前 3 ヶ月以内に発行されたもの)

発行責任者及び担当者

- ・発行責任者
- ・担 当 者

(電話番号)

(電話番号)

関連業者報告書

年 月 日

(宛先) 前橋市長

所在地
商号又は名称
代表者の氏名

当社と関連のある建設工事及び測量、建設コンサルタント業務等業者について次のとおり報告します。(該当する項目に☑を記入してください。)

1 該当有り

		記 載 内 容			
関 連 業 者 と の 関 係	資本との関連 〔 株式 (総数に対する割合) 出資 (総額に対する割合) 〕	業 者 名	株式総数・出資総額	所有株数・出資額	割 合
	人事面の関連 〔 役員の兼務 状 況 〕	業 者 名	役 職 名		
	そ の 他 〔 特別な提携 関 係 〕	業 者 名	関 係 内 容		

2 該当なし

発行責任者及び担当者
・発行責任者 (電話番号)
・担 当 者 (電話番号)

障害者雇用状況の報告書

年 月 日

(宛先) 前橋市長

所在地

商号又は名称

代表者の氏名

1 障害者雇用状況報告書を公共職業安定所の長に提出している場合

※ 添付書類：障害者雇用状況報告書の写し

2 障害者雇用状況報告書の提出義務のない事業者

1 障害者人数（常用雇用） _____ 人

2 総従業員数（常用雇用） _____ 人

※ この障害者雇用の証明書の提出に当たっては、雇用している障害者全員の身体障害者手帳の写し及び常勤性を確認する資料（健康保険被保険者証の写し等）を提示してください。なお、健康保険証の写しを添付する場合には、保険者番号、被保険者記号・番号をマスキング処理してください。

発行責任者及び担当者

・発行責任者 (電話番号)

・担当者 (電話番号)

インターンシップ受入れ実施状況等報告書

年 月 日

(宛先) 前橋市長

所在地
商号又は名称
代表者の氏名

インターンシップの受入れ状況について、次のとおり報告します。(該当する項目に☑を記入してください。)

1 インターンシップの受入れ

受入学校名：

受入人数： 人

受入期間： 年 月 日から 年 月 日まで

受入日数： 日間

※ インターンシップの受入れを確認できる書類の写し等を添付してください。

2 実技講習会等の実施

実施学校名：

参加人数： 人

実施日時： 年 月 日から 年 月 日まで

実施場所：

実施内容：

※ 実技講習会等を実施したことが確認できる書類の写し等を添付してください。

発行責任者及び担当者

・発行責任者 (電話番号)

・担当者 (電話番号)

消防団協力事業所登録報告書

年 月 日

(宛先) 前橋市長

所在地
商号又は名称
代表者の氏名

前橋市消防団協力事業所表示制度の認定を受けているので報告します。

認定年月日： 年 月 日

有効期限： 年 月 日

※ 前橋市消防団協力事業所表示制度の認定に関する書類の写しを添付してください。

発行責任者及び担当者

・発行責任者 (電話番号)

・担当者 (電話番号)

エコアクション21認証・登録証報告書

年 月 日

(宛先) 前橋市長

所在地
商号又は名称
代表者の氏名

エコアクション21認証・登録証を受けているので報告します。

認証・登録番号：

認証・登録日： 年 月 日

更新・登録日： 年 月 日

有効期限： 年 月 日

- ※ 認定・登録証の写しを添付してください。
- ※ 申請業種に認定されたものに限りません。
- ※ 本店又は委任を受けた営業所で認定されたものに限りません。
- ※ 共通添付書類としてISO14000シリーズ登録証の写しを提出する場合は、エコアクション21認証・登録証報告書等の写しの提出は不要です。

発行責任者及び担当者

- | | |
|--------|--------|
| ・発行責任者 | (電話番号) |
| ・担当者 | (電話番号) |

災害活動等確認申告書

年 月 日

(宛先) 前橋市長

所在地
商号又は名称
代表者の氏名

災害活動等について、次のとおり申告します。(該当する項目に☑を記入してください。)

1 前橋市と災害時における応急対策活動に関する協定を締結している

(1) 自社で協定を締結

※ 審査基準日時点で有効な協定書の写しを添付してください。

(2) 協会等で協定を締結

(団体名：)

※ 協会等の代表者が締結している審査基準日時点で有効な協定書の写し及び申請者が当該協会等に所属していることが確認できる資料を併せて添付してください。

2 前橋市の防災協力事業所に登録している

※ 登録証の写しを添付してください。

発行責任者及び担当者

・発行責任者 (電話番号)

・担当者 (電話番号)

ワーク・ライフ・バランス等推進状況申告書

年 月 日

(宛先) 前橋市長

所在地
商号又は名称
代表者の氏名

以下のとおり認定を受けている又は実施していることを申告します。

認定種目	認定区分	認定又は実施の有無
えるぼし認定 (女性活躍推進法)	行動計画 (2点)	<input type="checkbox"/>
	1段階目 (3点)	<input type="checkbox"/>
	2段階目 (4点)	<input type="checkbox"/>
	3段階目 (5点)	<input type="checkbox"/>
	プラチナ (6点)	<input type="checkbox"/>
くるみん認定 (次世代法)	トライくるみん (3点)	<input type="checkbox"/>
	くるみん (3点)	<input type="checkbox"/>
	プラチナ (4点)	<input type="checkbox"/>
いきいきGカンパニー認証 (群馬県)	ベーシック (1点)	<input type="checkbox"/>
	ゴールド (2点)	<input type="checkbox"/>
ユースエール認定 (若者雇用促進法)	— (4点)	<input type="checkbox"/>
育児・介護休業法に沿った制度を就業規則に定め活用している	— (2点)	<input type="checkbox"/>
まえばしウエルネス企業登録	— (1点)	<input type="checkbox"/>

注1 該当するものは、認定又は実施の有無欄に☑を記入してください。

なお、女性活躍推進法、次世代法及び群馬県が運営する「いきいきGカンパニー認証制度」については、該当する最も上位の認定区分に☑を記入してください。

2 認定通知書、登録証等の写しを添付してください。

3 育児・介護休業法に沿った制度の活用実績は、審査基準日の前日までの2年間のものとします。該当する場合は、雇用関係が確認できるもの、出勤状況の分かるもの(出勤簿等)の写し及び就業規則等の写しを添付してください。なお、健康保険証の写しを添付する場合には、保険者番号、被保険者記号・番号をマスキング処理してください。

発行責任者及び担当者	
・発行責任者	(電話番号)
・担当者	(電話番号)

若手・女性技術者雇用状況報告書

年 月 日

(宛先) 前橋市長

所在地
商号又は名称
代表者の氏名

次の若手・女性技術者を雇用していることを報告します。

氏名	生年月日	若手・女性技術者の区分	年齢 (審査基準日における満年齢)
		<input type="checkbox"/> 若手 <input type="checkbox"/> 女性 <input type="checkbox"/> 若手かつ女性	
		<input type="checkbox"/> 若手 <input type="checkbox"/> 女性 <input type="checkbox"/> 若手かつ女性	
		<input type="checkbox"/> 若手 <input type="checkbox"/> 女性 <input type="checkbox"/> 若手かつ女性	
		<input type="checkbox"/> 若手 <input type="checkbox"/> 女性 <input type="checkbox"/> 若手かつ女性	
		<input type="checkbox"/> 若手 <input type="checkbox"/> 女性 <input type="checkbox"/> 若手かつ女性	

- 注1 群馬県CALS/EC市町村推進協議会に提出する共通添付書類の技術職員名簿に登録されている者を対象とします。
- 2 雇用関係、生年月日及び性別が確認できる書類として健康保険証等の写しを添付してください。なお、健康保険証の写しを添付する場合には、保険者番号、被保険者記号・番号をマスキング処理してください。
- 3 若手・女性技術者の区分欄は、該当するものにを記入してください。

発行責任者及び担当者	
・発行責任者	(電話番号)
・担当者	(電話番号)

ネーミングライツスポンサー企業登録報告書

年 月 日

(宛先) 前橋市長

所在地

商号又は名称

代表者の氏名

ネーミングライツスポンサー契約について、次のとおり報告します。

愛称：

対象施設：

愛称使用期間： 年 月 日から 年 月 日まで

※ 前橋市とネーミングライツスポンサー契約を締結しているものに限りません。

※ 契約書の写しを添付してください。

発行責任者及び担当者

・発行責任者 (電話番号)

・担当者 (電話番号)

再犯防止等への取組み状況報告書

年 月 日

(宛先) 前橋市長

所在地

商号又は名称

代表者の氏名

再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）第14条に規定する協力雇用主として前橋保護観察所に登録しているのを報告します。（該当する項目に☑を記入してください。）

1. 前橋保護観察所に協力雇用主として登録した年月日

年 月 日

2. 保護観察又は再生緊急保護の対象者の雇用

(1) あり

雇用人数： 人

雇用期間： 年 月 日から 年 月 日まで

(2) なし

注 協力雇用主としての実績に関する証明書（審査基準日の前日までの2か年に保護観察又は更生緊急保護対象者を3か月以上雇用したときは、その旨が記載されたもの）の写しを添付してください。

発行責任者及び担当者

・発行責任者 (電話番号)

・担当者 (電話番号)

様式第12号

役員名簿

所在地
組合名
代表者の氏名
(年 月 日現在)

組合役職名	所属事業体		氏名
	商号又は名称	役職名	

発行責任者及び担当者 ・発行責任者 (電話番号) ・担当者 (電話番号)
--

様式第13号

組 合 員 名 簿

所 在 地
組 合 名
代表者の氏名
(年 月 日現在)

商号又は名称	住所	代表者名	建設業許可番号	許可業種 (略号)

発行責任者及び担当者 ・発行責任者 (電話番号) ・担 当 者 (電話番号)
--

参考 1

インターンシップ実施証明願

令和 年 月 日

様

所在地
商号又は名称
代表者の氏名

⑩

貴校の実施したインターンシップの受入れを行ったことを証明願います。

受 入 期 間	受入日数
年 月 日から 年 月 日まで	日間

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

所在地

学校名

代表者（学校長等）

⑩

委 任 状

令和 年 月 日

(宛先) 前橋市長

(委任者) 所 在 地

商号又は名称

代表者の氏名

㊞

私は、前橋市との契約に関し、次の者を代理人と定め、下記事項に関する権限を委任します。

(受任者) 所 在 地

商号又は名称

職 氏 名

㊞

1 委任事項

- (1) 入札、見積に関する件
- (2) 契約の締結に関する件
- (3) 復代理人の選任に関する件
- (4) 契約代金の請求及び受領に関する件
- (5) その他契約に付随する一切の件

2 委任期間 令和 年 月 日から
令和 8 年 3 月 3 1 日まで

※本委任状の様式は、参考様式です。この様式によらず、任意の様式で提出されても結構です。